

作成日 令和6年12月20日

令和 7 年度 施行

役場庁舎施設管理業務委託

(総 務 課 危 機 対 策 係)

公示用

役場庁舎施設管理業務委託

項 目	単 価	数 量	単 位	金 額	摘 要
施設管理業務					
ボイラー運転保守業務		4	か月		12月～3月
建築物環境衛生管理技術者選任委任業務					
管理技術者選任		12	か月		
残留塩素測定		53	回		飲料水
残留塩素・PH等測定		53	回		雑用水
水質検査 大腸菌		6	回		雑用水
鼠、昆虫等防除点検記録		2	回		
諸経費		1	式		
小 計					
再 計					
消 費 税 10 %					
合 計					

芽室町役場庁舎施設管理業務仕様書

項 目	業 務 内 容
ボイラー運転保守業務	<ol style="list-style-type: none"> 1 業務期間は、12月～3月（4か月間）とし、業務員は平日1日3回（1回40分、1日合計2時間）従事するものとする。 2 本体温度は上昇させてから各系統に送るなど詳細は別途説明書による。 3 故障の場合表示されるので、委託者に報告し指示を受ける。 4 自動制御盤内温度設定値の調整（下記事項を判断） （ボイラー室温、外気温度、水頭圧、ヘッター温度、運転表示燃焼色、異音、異臭、漏油、漏水、可燃物持込等確認） （各室温状況、窓、戸締り状況、配管内エア抜き） 5 ボイラー及び配管、各ポンプ関係機器の保守 6 重油使用量及び残量の記録確認 （重油の発注は3日前 使用量と室温等比較） 7 ボイラー業務員は危険物取扱免許取得者を従事させ、給油時及び査察時の立会いをすること。
建築物環境衛生管理 技術者選任委任業務	<ol style="list-style-type: none"> 1 特定建築物（役場庁舎）の維持管理を環境衛生上適正に行うため、建築物環境衛生管理技術者免状取得者を選任し、委任業務に従事すること。 2 委任業務 <ol style="list-style-type: none"> ①建築物維持管理報告書作成 1回（5月） ②残留塩素測定（飲料水） 53回 ③残留塩素・PH等測定（雑用水） 53回 ④水質検査 大腸菌 6回 ⑤鼠、昆虫等防除点検記録 2回（1月・7月） ⑥関係法令執行状況の確認業務
遵守事項	<ol style="list-style-type: none"> 1 常に一定の服装（会社名・氏名）により業務に従事するほか、身分証明書を携行すること。 2 業務中に異常事故等が発生した場合は、直ちに臨機適切な処置をし、委託者に報告のうえ指示を受けること。 3 業務従事者は、業務終了後、別に定める業務日誌に記入のうえ、委託者に報告すること。